

「生涯健康県おおいた 21 推進協力事業所（健康経営推進部門）」実績報告書  
 記入 Q&A 及び回答具体例

【事業所概要】

	Q&A
	○業種とは、何ですか？ ⇒業種は、日本標準産業分類等に基づく分類です。事業所の営む主たる業種を、下記の「ア～ト」から選択して記入してください。なお、いずれにも該当しない事業所は、「ト：その他」と記入してください。
1	ア：農業、林業 イ：漁業 ウ：鉱業、採石業、砂利採取業 エ：建設業 オ：製造業 カ：電気・ガス・熱供給・水道業 キ：情報通信業 ク：運輸業、郵便業 ケ：卸売業、小売業 コ：金融業、保険業 サ：不動産業、物品賃貸業 シ：学術研究、専門・技術サービス ス：宿泊業、飲食サービス業 セ：生活関連サービス業、娯楽業 ソ：教育、学習支援業 タ：医療、福祉 チ：複合サービス業 ツ：サービス業 テ：公務 ト：その他

【活動状況】

(1) 従業員への健診受診勧奨及び有所見者への対応

	Q&A
1	○定期健康診断とは、何ですか？ ⇒労働安全衛生法に基づき、事業主が、1年以内ごとに1回（深夜業従事者などは2回）行わなければならない「医師による健康診断」です。
2	○定期健康診断結果の把握とは、何ですか？ ⇒事業主は、異常の所見があると診断された従業員を把握し、医師の意見を聴くことが義務づけられています。そのため、健診結果で異常の有無を把握しているかを確認するものです。

(2) 事業主による主導的な健康づくりの取組

	Q&A
1	○協会けんぽの加入事業所で、一社一健康宣言をしています。 「宣言書」の掲示も、従業員の健康を推進することを周知している事となりますか？ ⇒なります。「宣言書」には、従業員が皆で取り組む項目（①健康診断の実施②検査・治療を推奨③生活習慣改善応援）が明記されており、「宣言書」を従業員が目につく場所に掲示している場合、「社内周知」となります。
2	○「社内の健康リスクの把握」とは、どのような取組を指しますか？ ⇒例) ①従業員の健診結果を会社として把握及び分析し、「40代の従業員に高血圧が多い、男性は肥満者が多い」などの健康リスクを、会社として認識している。 ②協会けんぽの事業所健康診断シートを活用し、事業所内で共有している等です。 ※上記はあくまで一例ですので、回答に迷う場合、必ず自由記載欄に記入してください。

(3) 受動喫煙防止対策

Q&A	
1	<p>○数階立てビルの一室に事業所があり、事業所内は禁煙です。しかし、ビルの他階には喫煙室があり、従業員が利用しています。この場合『事業所建物内禁煙』となりますか？</p> <p>⇒なりません。喫煙所を設置しても、立ち入りの際に、空気の流れによって、廊下側に受動喫煙が生じることが検証されており、階が異なっても、屋内に喫煙室がある場合、十分には受動喫煙を防げないためです。</p>
2	<p>○従業員は事業所建物内禁煙ですが、来客者は喫煙可能としています。従業員は全員禁煙しているので『事業所建物内禁煙』となりますか？</p> <p>⇒なりません。来客者の喫煙により、従業員の受動喫煙を防げないためです。</p>
3	<p>○支店が複数あり、支店によっては『事業所建物内禁煙』のところもあれば、喫煙所を事業所内に設置しているところもあります。どのように回答したらよいですか？</p> <p>⇒健康経営事業所の認定では、事業所ぐるみの受動喫煙防止対策を推進していますので、全支店が『事業所建物内禁煙』でない場合、×と回答してください。</p>
4	<p>○『敷地内禁煙』や『事業所建物内禁煙』と決めてないが、従業員に喫煙者はいません。⇒事業所への来客者には、どのように対応しているのでしょうか。来訪者も禁煙であり、かつ、『敷地内禁煙』又は『事業所建物内禁煙』と会社として決める場合、基準クリアとみなします。</p>
5	<p>○喫煙所を屋外に設置した場合、屋根があってもよいですか（東屋）？</p> <p>⇒屋根の有無は問いません。 喫煙所であることを明示してください。</p>
6	<p>○屋外の喫煙所から煙が流入するような状況があると、たとえ屋内禁煙でも認められませんか？粉塵測定をしなければなりませんか？</p> <p>⇒認定において、粉塵測定までは求めていません。しかし、煙の屋内への流入が著しい場所や、多くの人が頻繁に往来するような場所に喫煙所を設置するのは適切ではありません。設置場所の見直しを検討してください。</p>
7	<p>○屋外の喫煙所は複数箇所あってもよいですか？</p> <p>⇒箇所数は問いません。しかし、御社の喫煙者数や維持管理、たばこ対策の方向性等を踏まえ、適当な設置数が検討してください。</p>
8	<p>○建物の1階部分が駐車場で、うち対する2方向の壁がありません。ここを喫煙所としていますが、建物内禁煙になりますか？</p> <p>⇒建物内禁煙と見なします。 ただし、喫煙所として適切か十分に検討してください（回答6参照）。</p>
9	<p>○地下駐車場に喫煙所がある場合、建物内禁煙になりますか？</p> <p>⇒なりません。</p>

(4) 健康情報の定期提供 (月1回以上)

Q&A	
1	<p>○大分県(保健所)からの健康情報とは、何ですか？</p> <p>⇒大分県(保健所)は、月1回程度、健康情報(健康経営サポートニュース)を事業所の担当者へメール(又はFAX、郵送)しています。その健康情報を担当者だけでなく従業員にも周知している場合、○を記入してください。</p>

(5) 事業所ぐるみの健康増進の取組【具体例の表示】

社内健康イベントの具体例	
○(基準を満たす)	×(基準は満たさない)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康講話の開催(年1回)</li> <li>・毎日(朝礼時、一斉休憩時)、従業員皆でラジオ体操</li> <li>・事業主主催の各種スポーツ大会(年1回)</li> <li>・事業所の運動クラブへの支援(活動費の助成、参加勧奨)</li> <li>・従業員が健康づくりの目標を設定し、目標達成者を表彰 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・親睦の為の飲食会・旅行 など</li> </ul>
社外健康イベントの具体例	
○(基準を満たす)	×(基準は満たさない)
<ul style="list-style-type: none"> <li>・県主催健康づくりイベント(例:「おおいた歩得」職場対抗戦)への参加</li> <li>・従業員へ健康アプリ「おおいた歩得」を周知→従業員の5割以上がダウンロード</li> <li>・市町村・地域・関係会社・関係団体が開催するウォーキングイベント・体育大会・運動イベント・ボーリング大会等への参加を社内に呼びかけ→複数の従業員が参加</li> <li>・市町村・地域・関係会社・関係団体が開催する健康講話への参加 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市町村・地域・関係会社・関係団体が開催する健康イベント等へ、従業員によっては参加しているが、会社としては把握していない など</li> </ul>

※上記は、取組の一例です。事業所での取組を、必ず自由記載欄に記入してください。